

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年10月6日）

提案課名 教育総務課 保育こども園課

報告者名 守屋 紀子 稲垣 由美恵

<p>事案名</p>	<p>秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針の見直しについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>								
<p>提案趣旨</p>	<p>本年7月に策定した「秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）について、8月に実施した保護者との意見交換会の意見を踏まえ、その一部を見直したので、報告するものです。</p>									
<p>概要</p>	<p>当初の基本方針では、令和7年度からのこども園化に伴い、給食設備等の施設改修が必要となるため、園生活の安全の確保を目的に開園の前年度となる令和6年度を休園とし、このことに伴い、令和5年度の新入園児募集を停止することとしました。</p> <p>しかし、保護者からの意見として、こども園化自体には理解がある一方で、ほりかわ幼稚園の継続運営を求める意見が大半を占めていたことを受けて、次のとおり基本方針を変更するものです。</p> <table border="1" data-bbox="319 1120 1417 1579"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 1120 869 1176">当初の基本方針</th> <th data-bbox="869 1120 1417 1176">変更後の基本方針案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1176 869 1377">令和5年度の新入園児の募集停止</td> <td data-bbox="869 1176 1417 1377">令和5・6年度の募集停止の取り止め ・令和6年度まで公立園として運営 ・令和7年度のこども園化を明示した中で、令和6年度募集を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1377 869 1534">令和6年度の休園</td> <td data-bbox="869 1377 1417 1534">休園の取り止め ・令和6年度は堀川小学校の教室を活用して、ほりかわ幼稚園を運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1534 869 1579">令和7年4月1日からの開園</td> <td data-bbox="869 1534 1417 1579">当初計画どおり</td> </tr> </tbody> </table>		当初の基本方針	変更後の基本方針案	令和5年度の新入園児の募集停止	令和5・6年度の募集停止の取り止め ・令和6年度まで公立園として運営 ・令和7年度のこども園化を明示した中で、令和6年度募集を実施	令和6年度の休園	休園の取り止め ・令和6年度は堀川小学校の教室を活用して、ほりかわ幼稚園を運営	令和7年4月1日からの開園	当初計画どおり
当初の基本方針	変更後の基本方針案									
令和5年度の新入園児の募集停止	令和5・6年度の募集停止の取り止め ・令和6年度まで公立園として運営 ・令和7年度のこども園化を明示した中で、令和6年度募集を実施									
令和6年度の休園	休園の取り止め ・令和6年度は堀川小学校の教室を活用して、ほりかわ幼稚園を運営									
令和7年4月1日からの開園	当初計画どおり									
<p>経過</p>	<p>令和4年7月12日 基本方針の策定 〃 15日 基本方針の策定について議員連絡会で報告 〃 8月18日・23日 幼稚園保護者(未就園児含む)との第1回意見交換会 〃 9月 2日 基本方針の見直し 〃 17日～23日 幼稚園保護者(未就園児含む)との第2回意見交換会及び堀川小学校保護者との意見交換会</p>									

今後の進め方	1 公私連携法人の選定等に係るスケジュール
	令和4年11月下旬～令和5年1月下旬 募集期間
	令和5年2月上旬 ～ 4月下旬 選定期間
	〃 5月上旬 公私連携法人の決定
	令和6年 3月末 協定締結
	〃 10月 公私連携法人の指定
	令和7年 3月末 ほりかわ幼稚園の閉園
	〃 4月1日 公私連携幼保連携型認定こども園の開園
	2 議会及び条例等の改正に係る手続き
	令和4年10月 基本方針の見直しの報告（議員連絡会）
	令和5年 5月 公私連携法人決定の報告（議員連絡会）
	〃 9月 建物の無償譲渡に係る議案の上程
	令和6年12月 「秦野市公立学校の設置に関する条例」の改正に係る議案の上程

秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針

少子化や保育ニーズの高まり、幼児教育・保育の無償化を背景として、公立幼稚園の園児数が減少する中、幼児教育上必要な集団性の確保及び高まる保育ニーズに対応するため、令和3年3月に策定した「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、ほりかわ幼稚園を幼稚園と保育所の機能を併せ持つこども園とするに当たっての基本方針を次のとおり定める。

1 整備方針

現在の保護者ニーズと今後の少子化の進行を見据え、将来にわたり、安定した市内の幼児教育・保育環境づくりを行うためには、公立園を縮小していく一方で、子どもの育ちと学びの連続性を意識した園小中一貫教育を推進するため、民間との連携・協力のもと、環境整備を進めるものとする。

2 こども園の施設類型

子ども・子育て支援制度のもと制度化された「公私連携・幼保連携型認定こども園」とする。

3 認定こども園の概要

(1) 対象児童

0～5歳を対象とする。

(2) 定員

次に示す人数に設定する。

ア 1号認定（幼稚園部分 3～5歳児） 60人

イ 2・3号認定（保育所部分 0～5歳児） 50人

(3) 開園時期 令和7年4月1日

(4) 特別な配慮

移行に当たっては、令和6年度にほりかわ幼稚園に在園している4歳児について、引き続き在園希望がある場合には、通園できるようにする。

また、1号認定子どもの入園に当たっては、堀川小学校区の幼児が優先的に入園できるよう配慮する。

4 運営等の条件

- (1) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。

- (2) 本市の幼児教育・保育を踏まえ、公私連携法人の特色を生かした教育・保育を行うこと
- (3) 本市が推進する園小中一貫教育の取組に積極的に協力し、園小接続カリキュラムを意識した教育・保育の実践や小学校及び中学校との連携を図ること。
- (4) 1号認定子ども（幼稚園部分）には、3年保育を実施する。
- (5) 1号認定子ども（幼稚園部分）の入園に当たり、堀川小学校区の幼児、並びに兄弟姉妹が在園している場合には、優先的に入園できるよう配慮する。
- (6) 特別な支援を必要とする園児、保護者への支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図り、統合教育及び統合保育を実施すること。
- (7) 延長保育事業、一時預かり事業を実施すること。
- (8) 子育て相談や未就園児交流などの子育て支援事業を行うこと。
- (9) 地域の子育て支援の拠点として、地域で子どもを育てる環境づくりに努めること。
- (10) 現在の幼稚園で実施している地域連携は引き続き協力・実施すること。
- (11) すべての園児に給食を提供し、調理は当該園内にて行うこと。
- (12) 必要に応じて、園バスの運行を検討すること。
- (13) 円滑な移行を図るため、令和6年度中に園と引継ぎすること。
- (14) 「ほりかわ」の地域名を園名称の一部に取り入れること。
- (15) その他各種関係法令等を遵守すること。

5 土地・建物等の条件

(1) 土地

令和7年4月1日から存続期間15年の事業用定期借地権^{*}による有償貸付とする。土地の賃貸料については、「秦野市普通財産の貸付け及び売渡しの事務処理に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき貸し付けるものとし、貸付価格は、固定資産税及び都市計画税相当額とする。

なお、契約満了後、適正な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、契約更新するものとする。

ただし、法人から申し出があった場合には、15年の認定こども園の運営を条件として、有償譲渡契約時の不動産鑑定評価に基づく価格により、譲渡することができる。

^{*}事業用定期借地権とは：専ら事業の用に供する建物（居住用を除く）の所有を目的に存続期間を10年以上50年未満とする地上権又は土地の賃借権のこと

(2) 建物

令和6年4月1日から現状有姿での無償譲渡とし、開園に必要な施設整備（保育室、給食施設及び駐車場等）については、令和6年度中に公私連携法人が行うものとする。

(3) 物品

令和6年4月末日時点で残置している物品については、基本的に当該認定こども園運営のための備品として有効活用するものとする。

(4) 特記事項

項番7に定める協定に反し、認定こども園の運営がされないときの返還条項を付す。

6 公私連携法人の選定

(1) 選定方法

教育・保育の内容や地域・市との連携、安全・安心で安定的な園運営など、公立園を引き継ぐに当たり、最適な公私連携法人を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 募集範囲

今後の少子化の状況を踏まえ、事業への参入促進を図るため、募集範囲は広く設定する。

ア 応募資格

公私連携・幼保連携型認定こども園の設置主体となりうる社会福祉法人又は学校法人（法人格取得予定の団体を含む）。

イ 主な事務所の所在地

神奈川県内のみならず、全国とする。

(3) 選定審査

ア 選定委員会による審査

外部委員を中心とする選定委員会による選考審査を行い、候補者を選定する。

(ア) 第1次審査：書類審査

(イ) 第2次審査：プレゼンテーション及び面接

(ウ) その他：必要に応じ、応募者が運営する園の現地確認を行う。

イ 最終選定

選定委員会の選定結果を踏まえ、最終的な公私連携法人の決定は、本市が行う。

7 協定の締結

法第34条第2項の規定に基づき、本市と選定した公私連携法人との間において、提供する教育・保育の内容等に関する協定を締結する。

(1) 内容（法定事項）

- ア 名称及び所在地
- イ 教育及び保育等に関する基本的事項
- ウ 必要な設備等の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- エ 協定の有効期間
- オ 協定に違反した場合の措置
- カ その他設置及び運営に関し必要な事項

(2) 期間

協定の期間は15年とし、その後の更新については、協議し、決定する。

8 募集開始から開園までのスケジュール

日 程	内 容
令和4年 11月下旬	募集要項の配布
12月上旬	現地見学会（希望する法人のみ実施）
11月下旬～12月下旬	質問の受付
令和5年 1月下旬	応募書類の提出期限
2月上旬～4月下旬	選定委員会による審査 ・第1次審査：書類審査 ・第2次審査：プレゼンテーション及び面接による審査
5月上旬	公私連携法人の決定・結果公表
令和6年 3月末	協定締結・ ほりかわ幼稚園の休園
4月～令和7年3月	移行準備（施設整備、引き継ぎ保育の実施、教育・保育に係る協議等）
10月	公私連携法人の指定
令和7年 3月末	ほりかわ幼稚園の閉園
4月1日	公私連携幼保連携型認定こども園の開園

【参考】ほりかわ幼稚園の概要

- 1 所在地 秦野市堀川109-2
- 2 土地面積 3,201㎡
- 3 建物 RC造 2階建 昭和57年3月(築40年)
延べ床面積 950㎡
- 4 施設内容
 - (1) 居室
保育室6、遊戯室1
 - (2) その他
職員室1、会議室1、保健室1、教材室6、更衣室1、湯沸し室1、印刷室1、便所6、園庭
 - (3) 付帯設備
館内放送設備、空調設備、遊具(滑り台、ジャングルジム、鉄棒、ブランコ、シーソー、太鼓橋)、砂場、ストックハウス、うさぎ小屋、灯油庫、倉庫
 - (4) 供給処理施設の状況
ア ガス 都市ガス
イ 上水道 受水槽(有効容量12㎡)及び高架水槽(有効容量5㎡)
ウ 下水道 公共下水道
- 5 用途地域、地区等
 - (1) 都市計画区域 市街化区域
 - (2) 用途地域 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%)
 - (3) 景観地区 ふるさと秦野生活美観計画対象区域
 - (4) 防火指定 準防火地域
 - (5) 屋外広告物 第2種地域・第4種地域
- 6 学級数・園児数

(令和4年5月1日現在)

	4歳	5歳	合計
学級数	1学級	1学級	2学級
園児数	22人	22人	44人